

もてぎチャンピオンカップレース
参加者および関係者 各位

もてぎチャンピオンカップレース
大会事務局

車載カメラ搭載の手順

2025年もてぎチャンピオンカップレース 規則第16章 第68条 公式車両検査について、以下のとおり車載カメラ搭載手順を追加する。

- ～13) 車載カメラを使用する場合、2025もてぎチャンピオンカップレース映像使用ガイドライン(54頁)を誓約することが出来る者のみがカメラ搭載を許可される。その他、以下の記載事項を厳守すること。
- ・車載カメラを競技車両の室内に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受けること。
技術委員から取り付け方法の修正を指示された場合は、その指示に従い修正すること。
修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外すこと。
 - ・車両回収および車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者に一切の賠償責任は問わないこと。
 - ・上記のガイドラインおよび遵守事項に違反した場合は、主催者の課す罰則等に従うこと。
 - ・車載カメラ使用の申請は、参加申し込み時に申請すること。また車載カメラを搭載する場合は車載カメラを取り付けた状態で公式車検を受けなければならない。車載カメラは車体に安全上確実な方法で取り付けること。
 - ・参加申し込み時までにはカメラ搭載の申請ができなかったものは、書類検査時にカメラ搭載許可申請書を提出すること。

以上